

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）第2回会合における主な意見

（総論）

① 検討対象となるA I

- 「人工知能格」、マイナンバーのようなトレーサビリティが将来的には必要になるのではないかと。
- 人工知能の学習過程は人間の学習機能と似通っており、現在は視覚が得意だが、これから聴覚、触覚となるだろう。
- A Iに人格を認めるのは面白いが、産業側からは、トレーサビリティは不要であると思う。
- A I人格権について、技術感からすると、最終的なイメージが確定するにはそれなりの時間がかかるだろう。
- A Iに関する議論は、本質はあまり変わっておらず、特殊性は、保護と利活用のバランスが崩れていることであり、活用を有効に進めるために、現行法の解釈を変えることや、新しい法律があるのかという切り口で検討すべき。
- 学習済みモデルのパラメータが流通するとすれば、取り出して検討すべき。

② 政策の方向性

- 日本の場合、新しい分野でやることは米国以上に適法であることが重要で、グレーでも厳しい。チャレンジする人の適法性を根拠づけるべき。
- 第四次産業革命に関する議論の中で、創造性、ビジネスチャンスギリギリまで高められるように検討していく必要がある。専門家を持たない企業にもそういうメッセージを伝える必要がある。
- 新しい法制度・権利は、メリットがデメリットを上回り、代替手段がない場合に選ぶべき。
- 契約は、早く、柔軟で、グローバルに効く。
- 法制度は、作るのに時間がかかり、柔軟性がなく、諸外国が同じ制度を導入しなければ守ってもらえない。

(学習用データの作成)

① データの作成主体と学習主体が異なる場合（47条の7の解釈）

・ 特定者間の提供

- 47条の7では、他人のために解析データを作るのは対象ではないという解釈もあるが、特定者間は許されるとの解釈もある。
- AI開発を考えた場合、作成者と解析者が異なることは考えられるので、47条の7で特定者間の提供は可能という考えをこの委員会で打ち出すべき。
- 特定者間提供を認める余地があっても良いが、権利者へのマイナスの影響がどう出るか評価すべき。
- 裁判例では、特定者に該当するのはグループ企業でも難しいとされ、かなり近い関係が必要である。

・ 公衆への提供

- 47条の7では、少なくとも公衆への提供は認められないことははっきりしている。
- 第三者に公開する行為が違法ならば、何らかの特例がないと、我が国だけAI開発が遅れてしまう。
- 米国でもフェアユースで許されるだろうと言っているだけで、合法かどうかははっきりしない。
- 例えば、ジブリ映画のセットを、学習用データと称して提供することができるようになって良いのかという点は気になる。
- 公衆に対する提供を全て許すと影響がかなり大きいので、オープンソースライセンスのような情報を発信する方々の自由な意思表示に基づく提供が本則であるべき。

② 学習済みモデルからの出力（学習用データへの依拠性）

- アイデアに昇華し、そのアイデアをもとに同じような創作的表現が生み出されたときに著作権侵害になるかは問題であり、AIの問題も踏まえて検討が必要。

③ 学習用データ作成の支援策（A I 学習のインフラ）

- A I 学習の方法論では差分が出ず、アルゴリズムはどんどん改変が加えられていることもあり、まず、データを抑えることが極めて重要で、優先度をあげるべき。G 7 のオープンサイエンスの議論の流れとも合致する。
- 官民連携で、ビッグデータのアーカイブを進めるべき。
- 人工知能の学習用の図書館として、国又は国に準ずるものが、これまで蓄積されたデータを一定の制約の下で使えるように準備するのが良い。
- 図書館は著作権法の特例がある場所であると思う。大量のデータが生み出されている状況で、国がアーカイブして、ある制限・制度の下でA I 学習できるようにしてほしい。そういうインフラがあれば、我が国として非常に強力な武器を持つと同じである。
- 図書館を民営化すべきという議論もあり、公にそれほど頼れないので、民間にも頑張ってもらう必要がある。
- データを集める物理的支援策は良いが、法的にどう整理するかという問題はある。
- 公的機関がデータを集めて機械学習に使っていいとなることは非常に価値が高いが、産学連携が進む中でどこまでが公的機関とするかは難しい。
- 情報資源の観点で、文書化された著作物の割合は相対的に小さくなっている。図書館でも研究データをどうハンドルしていくべきかという意識が盛り上がっている。

④ 学習用データの秘密管理性とオープンイノベーション

- データを持つ企業とA I アルゴリズムの企業は異なり、4～5の企業・大学等と共同開発するが、秘密保持契約の締結に時間がかかり、なかなか始まらない実態がある。営業秘密の秘密管理性を、産業の実態に合わせて検討すべき。

(A I のプログラム)

- 学習前のA Iプログラムについて、ベクトルが全く異なる権利を与えることとし、それと引き換えに出力物にマーキングすることを義務付けるべき。
- ソフトウェアは、オープンソースでないと使ってくれる人が少なくなつて、生き残れないので、著作権はほとんど意味がない。
- 著作権でソフトウェアを守れば安全だという発想が古いのではないか。ソフトは無料でダウンロードでき、途中で課金する方向に産業自体が変わっており、ソフト産業自体が著作権の保護を求めている。

(学習済みモデル)

- ① 派生モデルと蒸留を前提とした保護の在り方
 - ・ 特許権
 - 特許の場合、関連性が立証できなくても、同じ発明であれば侵害になる(実効性がある可能性がある)。
 - ・ 著作権
 - 学習済みモデルのプログラムとデータの有機的な結びつきについて、限界はあるが、著作権の保護を及ぼす考え方はあり得る。
 - 著作権の場合、関連性が立証できても、情報の出入力を繰り返すだけであれば、侵害にならない(実効性がない)気がする。
 - ・ 新しい権利
 - 学習済みモデルについて、ベクトルが全く異なる権利を与えることとし、それと引き換えに出力物にマーキングすることを義務付けるべき。それにより派生モデルを含めた出力物はマーキングの有無で権利を与えるかどうか判断できる。
 - マーキングを義務付けることは可能だが、必ずしも関連性を立証できるようになるわけではなく、国内だけではガラパゴス化の懸念があり、外国のA Iが全く使えなくなり、A Iの発達を阻害する可能性が高く、慎重に考えるべき。
 - 新しい法制度・権利は、利活用する立場から法的保護を与えないことがメリットにつながることもあり、新たな法的保護を与えるまでの必要性が示されているか疑問である。

- ・ 契約
 - 契約による保護、アーキテクチャによる保護という段階的な保護、まずは、契約による保護を民間が中心に行うのが本則。
 - 契約で、蒸留にもある程度対応可能。
 - 契約には、一方的、押し付けなども生ずるので、独占禁止法とセットで検討すべき。

② 不正競争防止法とビジネスモデル

- 専有の学習済みモデルを、営業秘密で保護していくことが現在のビジネスモデルとしてあるのではないか。
- 専有の学習済みモデルを、何らかの契約で販売、ビジネスをしている会社はほとんどない。学習済みモデルを納品すると、いくらでもリバーエンジニアリングできるため工夫が必要。
- 排他的利用権を設定する話になると、デメリットがメリットを上回ることになりかねないが、不正な利益を得るための悪意者に対する罰則、損害賠償等の規定で対応できるのではないか。
- 特徴ベクトルを出さない使い方、学習済みモデルを使ったサービスの提供であれば盗まれる可能性はほとんどない。
- AI製造過程を記録・把握できないのであれば、最終的にできたもの（サービス等）で判断し、司法において決着させるしかないのではないか。

以上